

## ○城山公園の管理に関する条例

平成17年7月12日

松江市条例第407号

改正 平成22年12月17日条例第59号

平成25年3月18日条例第10号

平成26年12月19日条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、松江市都市公園条例(平成17年松江市条例第340号)に定めるもののほか、城山公園(昭和34年松江市告示第41号に定める区域のうち興雲閣を除いた区域をいう。以下同じ。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第2条 城山公園の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 城山公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (2) 城山公園の利用促進を目的とする各種の催しの企画及び実施に関する業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が城山公園の管理運営上必要と認める業務
- (天守の供用日及び供用時間)

第4条 松江城天守(以下「天守」という。)は、松江市都市公園条例第9条の規定に該当する場合その他特別の理由のない限り、年中これを公開し、利用に供するものとする。

2 天守の供用時間(登閣できる時間をいう。)は、4月1日から9月30日までの期間は午前8時30分から午後6時30分までとし、10月1日から翌年3月31日までの期間は午前8時30分から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て天守の供用日又は供用時間を変更することができる。

(天守への登閣の拒否等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては天守へ登閣することを拒否し、又は天守から退出させることができる。

(1) 泥酔者その他天守の設備若しくは工作物を損傷し、若しくは滅失し、又は天守内の秩序を乱し、若しくはそのおそれがあると認められる者

(2) 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物その他の危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物(身体障害者補助犬を除く。)を携行する者

(3) 次条の規定に違反した者

(4) 前3号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(天守内での禁止行為)

第6条 天守内では次に掲げる行為をしてはならない。

(1) けん騒の行為をすること。

(2) 許可を受けた場合を除くほか、物品を販売し、又は陳列をすること。

(3) 喫煙又は飲食をすること。

(4) 陳列品に手を触れること。

(5) 窓に登り、又は窓から物を投下すること。

(市長による管理)

第7条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第2条及び第3条の規定にかかわらず、城山公園の管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が城山公園の管理を行う場合にあつては、第4条第3項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、

必要があると認めるときは、」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月17日松江市条例第59号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日松江市条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市条例第55号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日より施行する。